

2005年6月9日

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東武鉄道株式会社

鉄道事業本部営業部CSサービス課 気付

取締役社長 根津 嘉澄 様

鉄道事業本部長 角田 建一 様

東京都足立区

半澤 一宣（印）

公開再質問状

525 本年4月28日付け第1021790
 525 0号書留内容証明郵便による公開質
 問状（以下「前回の質問状」と記します）に
 対して、先月27日付け第102259
 52494号書留配達証明郵便により貴社
 から送付された回答書（以下「今回の回答書
 」と記します）につきましては、その写しを
 当地の町会自治会連合会、交通権学会事務局
 及び各報道機関などに送付し、また全文をイ
 ンターネットで公表いたしました。
 このとき私は、貴社が私からの質問項目の
 何点かについて言及を回避した、すなわち事
 実上回答を拒絶したことに係る問題と、回答
 内容に明らかかな不合理ないし矛盾が認められ

る点について、これらへの批判をまとめた文
 書を作成し、今回の回答書の写しに添えて関
 係各所に送付、及びインターネットで公表い
 いたしました。

これに関連して、私は批判だけを一方的に
 主張するのは本意ではない、できれば貴社が
 らの反論についても合わせてインターネット
 等で御紹介し、正々堂々と言論を戦わせたい
 と考えております。そこで、今回の回答書に
 ついて批判した文書に記した疑問点について
 の貴社の真意を御教示願いたく、改めて貴社
 に質問いたします。

なお、本状につきましても前回の質問状と
 同様、貴社からの回答内容と共に関係各所に
 公表することを、御承知おき願います。

一、踏切保安対策関連

1. 運転士の人的ミス対策としてのATSを
 整備していたことと、踏切保安係の人的ミ
 ス対策としての保安装置を整備していなか
 ったこととの、科学的不整合について御説
 明願います。特に、竹ノ塚駅長が、踏切保
 安係の多くが遮断機の口ツクを解除するボ
 タンを日常的に使用している事実を把握し
 ていた（『朝日新聞』3月23日付け朝刊
 ）にもかかわらず、踏切保安係がこの解除

ボタンを誤って操作してしまふという人的ミスへの対策を講じてこなかった理由について、御説明願います。

2 . 私が前回の質問状の70頁82行目に例示した、踏切保安係の人的ミス対策としての保安装置について、貴社が今回の回答書でその整備を確約しなかつたことに関連して、事故発生の翌日から第37号踏切と第38号踏切に配置されている監視要員のほとんどが、遮断機が上がり始めたとき本当に接近列車がないかどうかを指差し声を出して確認する「確認喚呼」を実行してない、すなわち過去の教訓が周知徹底されていない現状において、今後も私が例示した保安装置なしで、すなわち人間の注意力のみで踏切の安全が確保できると貴社が考える科学的根拠について、御説明願います。

3 . 貴社は今回の回答書で「鉄道と道路の立体交差化による踏切道の除却が最終的な目標と考えておりますので（中略）積極的に検討を進めてまいります」としている一方で、私が明らかにしますよう求めたその完成期限を示さなかつたことから、際限のない鉄道高架化の先延ばし、すなわち緊急対策としての歩道橋設置だけで事足りりとし、鉄道の高架化を行わないで済ませようと考

えているとも解釈できる点について、貴社の真意を御説明願います。

4 . 私が前回の質問状の285頁293行目でこの問題についての謝罪を求めたことに対して、貴社が今回の回答書で「当社線をご利用中にあわれたトラブルにつきましては、当社といたしまして遺憾に存じます」と、踏切死傷事故を発生させたことについて「謹んでお詫び申し上げます」と明確に謝罪しているのは異なる表現をしていいることから、貴社は貫通路構造の件については謝罪を拒絶し、被害者感情を踏みにじる「人道的暴力」を正当化したとも解釈できることについて、貴社の真意を御説明願います。

5 . 貴社が今回の回答書で、30000系以外の車両における改造工事施工の実績を強調する一方で、30000系車両での遮光幕操作防止装置の欠陥を放置し続けている不作為には言及しないという、公正さを欠いた自らの言論方について、貴社はどのようになら考えているのかを御説明願います。

6 . 30000系以外の車両における改造工事に関連して、連結作業員の人的ミスを繰返し誘発し、その結果として欠陥を解消

できていない状態の列車を頻繁に運転して
いる問題について、貴社が従業員の人的ミ
スに起因する事故や事件を未然に防止する
べき責任を、人的ミスを犯す従業員に転嫁
している、施設管理者としての責任逃れに
ついて、貴社はどのように考えているのか
を御説明願います。

7 . 貴社が利用者と締結する運送契約におい
て、運賃徴収という契約上の債権を行使す
る一方で、債務の一つであるところの、鉄
道施設内の秩序及び治安の保持に係る責任
の所在を警察に丸投げし、これの不履行を
正当化するという、自らの社会契約上の非
常識・身勝手について、貴社はどのように
考えているのかを御説明願います。

8 三 . その他
 . 今回の回答書をはじめ、これまでに貴社
が私に送付した文書のほとんどに回答責任
者の氏名記載と職印押捺がされていない、
すなわち回答内容に係る責任の所在を明ら
かにすることをお断りしている無責任と非礼
について、貴社はどのように考えているの
かを御説明願います。
9 . 貴社が本状の質問項目の一部若しくは全
部について、なおも見解を明らかにするこ
とを回避する卑怯な対応方を取り続けるよ

うであれば、貴社は同時に、私が前回の質
問状において指摘した、安全対策に係る様
々な疑惑に対して反論しなかった、反論で
きなかつたという意味において、前回の質
問状の54、55行目及び270、274
行目に記した、施設管理者責任に係る未必
の故意若しくは未必の殺意を認め、ひい
ては踏切死傷事故や貫通路構造の問題に係
る犯罪事実と刑事責任の所在とを自白した
ことにもなる、客観的に解釈し得ること
について、貴社はどのように考えるのかを
御説明願います。

右の9項目につきまして、今月30日（木
曜日）まで必着にて、必ず書面にて御回答く
ださいますようお願い申し上げます。
なお、今回の回答書について批判した文書
の写しと、これ以外にもインターネットで公
表中で、貴社からの反論を乞いたいと考えて
いる、貴社の鉄道営業姿勢に係る疑問点につ
いて記した文書については、貴社鉄道事業本
部営業部CSサービス課長様あて第102
17917872号書留配達証明郵便に
て別に送付いたしますので、これらについて
も別途御回答くださいますようお願いを
願ひ申し上げます。
以上

記事

向島郵便局にて配達完了	平成17年6月10日	（内容証明郵便）	第1021791861号	および配達郵便局	書留郵便物引受番号と配達完了日
-------------	------------	----------	--------------	----------	-----------------